

不法投棄監視カメラシステム運用要綱

平成 19 年 3 月 19 日制定

平成 20 年 3 月 28 日一部改正

平成 31 年 3 月 29 日一部改正

[生活環境部 3 R 推進課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不法投棄の多発地区等を対象に監視カメラシステムによる監視を実施することにより、不法投棄等の未然防止を図り、かつ、行為の映像を撮影して原因者の特定につなげ、不法投棄された廃棄物の適正な処理を推進することを目的に監視カメラシステムの運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てることをいう。
- (2) 監視カメラシステム 不法投棄の多発地区等に設置し、撮影及び記録する装置等をいう。
- (3) 記録画像 監視カメラシステムによって記録された画像をいう。

(設置及び管理)

第 3 条 監視カメラシステムの設置及び管理は、原則として生活環境部 3 R 推進課が行うものとする。

2 監視カメラシステムの設置及び管理の責任者（以下「管理責任者」という。）として、生活環境部 3 R 推進課長の職にある者をもって充てる。

(設置場所)

第 4 条 管理責任者は、職員によるパトロール、各行政センター又は市民等からの情報を総合的に勘案して、不法投棄等が多発している地区等に監視カメラシステムを設置し、状況を見ながら随時設置箇所の変更を行う。

(監視実施の表示)

第 5 条 管理責任者は、撮影の対象となる区域の周辺に、監視カメラが作動中である旨を表示する。

(監視カメラシステム設置の申請)

第 6 条 不法投棄があった場所の町内会等、現に不法投棄により被害を受けた者等は、市長に対し監視カメラシステムの設置を監視カメラシステム設置申請書（第 1 号様式）により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、監視カメラシステムの設置の可否を決定し、監視カメラシステム設置通知書（第 2 号様式）により申請を行ったものに通知するものとする。

3 生活環境部 3 R 推進課以外の所属において、不法投棄の未然防止等を目的として監視カメラシステムの設置を希望する場合、その所属長は、管理責任者に対し監視カメラシステムの設置を監視カメラシステム設置申請書（第 3 号様式）により申請するものとする。

る。

- 4 管理責任者は、前項の申請があったときは、監視カメラシステムの設置の可否を決定し、監視カメラシステム設置通知書（第4号様式）により申請を行った所属長に通知するものとする。

（記録画像の取扱い）

第7条 記録画像の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 記録画像を取り扱う職員の指定

管理責任者は、生活環境部3R推進課の職員の中から、監視カメラシステムにより撮影された記録画像を取り扱うことができる職員を指定するものとし、当該指定された職員（以下「指定職員」という。）以外には、記録画像を取り扱わせない。

- (2) 記録画像の回収及び保存

指定職員は、管理責任者の指示を受け、監視カメラシステムの記録装置の記録媒体から記録画像を回収し、ネットワークに接続していない専用のパーソナルコンピュータ（以下「パーソナルコンピュータ」という。）の記録媒体に保存する。

- (3) 記録画像の分析及び消去

記録画像の分析は、指定職員がパーソナルコンピュータに保存された記録画像を基に行う。この場合において、不法投棄の原因者の特定等につながる画像その他犯罪に関連するおそれのある画像以外のものは、速やかに消去する。

- (4) 記録画像の保存期間

記録画像の保存期間は、原則として2週間とする。ただし、不法投棄物の撤去等の目的において必要な場合には、当該目的の達成のため管理責任者が必要と認める期間に限り延長できる。

- (5) 記録画像の複製

記録画像の複製は、原則として、パーソナルコンピュータの記録媒体への保存の目的以外には行わない。

（記録画像の利用）

第8条 回収した記録画像は、不法投棄の原因者を特定し、現状回復を円滑に進めるとともに、不法投棄を抑止するためのみに用いるものとし、目的外での利用は行わない。ただし、郡山市個人情報保護条例（平成6年条例第5号）第9条第3項各号のいずれかに該当する場合であって、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

（外部への提供）

第9条 外部への記録画像等の提供は行わない。ただし、郡山市個人情報保護条例第9条第3項各号のいずれかに該当する場合であって、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラシステムの運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

監視カメラシステム設置申請書

年 月 日

郡山市長

申出者 住所
氏名 印
電話番号

不法投棄監視カメラシステムの設置を希望するので、郡山市不法投棄監視カメラシステム運用要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置を希望する理由	
設置を希望する場所	郡山市
設置を希望する台数	台
設置を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

添付書類

- 1 設置を希望する場所の位置図（住宅地図等）
- 2 設置を希望する場所の土地所有者等の同意書
- 3 設置を希望する工作物、樹木等の所有者等の同意書

第2号様式（第6条関係）

監視カメラシステム設置通知書

第 号
年 月 日

様

郡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました不法投棄監視カメラシステムの設置については、次のとおり可否の決定をいたしましたので、郡山市不法投棄監視カメラシステム運用要綱第6条第2項の規定により通知します。

可否決定の内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 理由
設置場所	郡山市
設置台数	台
設置期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

第3号様式（第6条関係）

監視カメラシステム設置申請書

第 号
年 月 日

不法投棄監視カメラシステム管理責任者
3R推進課長

○ ○ ○ ○長

不法投棄監視カメラシステムの設置を希望するので、郡山市不法投棄監視カメラシステム運用要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

設置を希望する理由	
設置を希望する場所	郡山市
設置を希望する台数	台
設置を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

添付書類

- 1 設置場所の位置図（住宅地図等）
- 2 設置場所の写真

注意事項

監視カメラシステム及び啓発看板の設置場所に係る土地所有者等の同意を得ること。

第4号様式（第6条関係）

監視カメラシステム設置通知書

第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇長

不法投棄監視カメラシステム管理責任者
3R推進課長

年 月 日付けで申請のありました不法投棄監視カメラシステムの設置については、次のとおり可否の決定をいたしましたので、郡山市不法投棄監視カメラシステム運用要綱第6条第4項の規定により通知します。

可否決定の内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 理由
設置場所	郡山市
設置台数	台
設置期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	